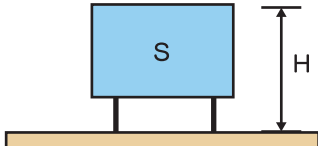
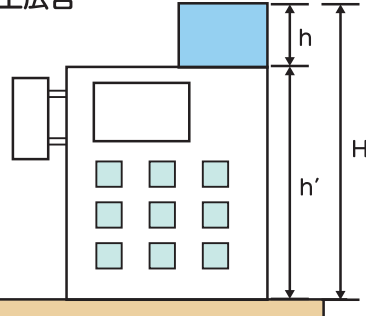
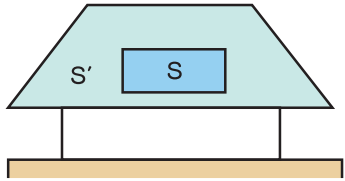
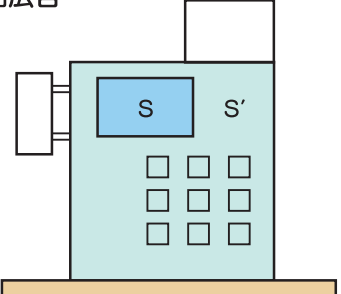


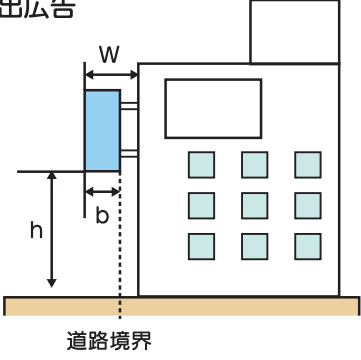

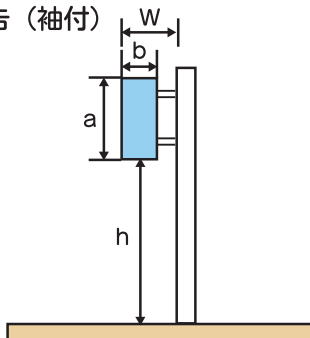
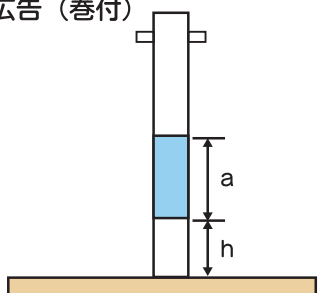
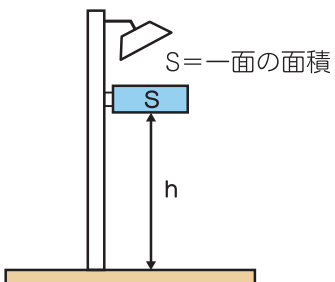
10) 広告物種類毎の個別基準

★ 広告物の種類別（形態別）に規定した広告物単体毎の許可基準

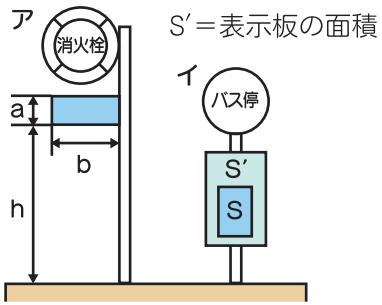
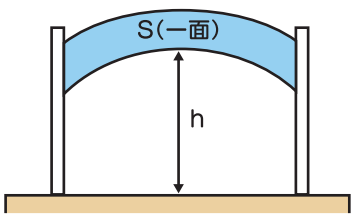
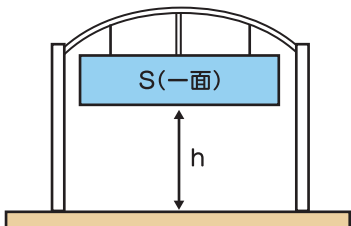
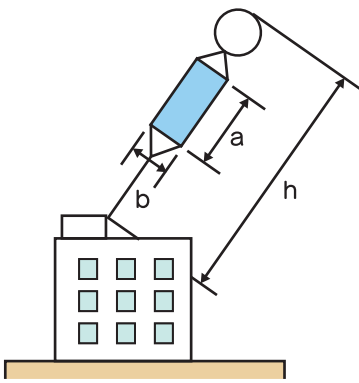
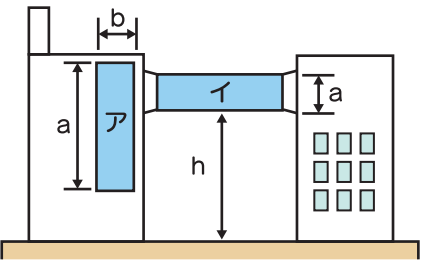
※ 禁Ⅰ、禁Ⅱの基準は、自家用広告物【P11】と道標【P12】にのみ適用される基準であり、その他の広告物には適用されません。（＝禁止地域内には、許可基準内の自家用広告物と道標以外は表示できません。）

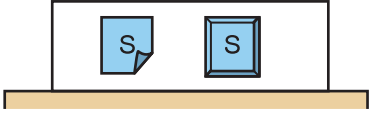
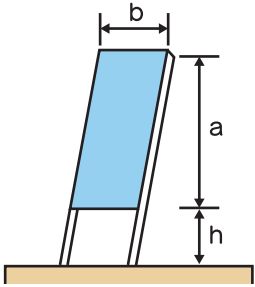
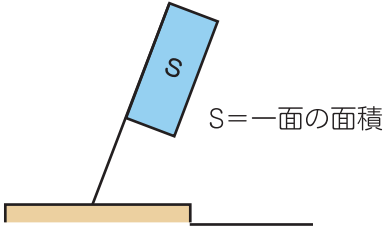
広告物の種類	基準				
	禁Ⅰ	禁Ⅱ	許Ⅰ	許Ⅱ	許Ⅲ
野立広告  S = 表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 5\text{m}$ • $S \leq 10\text{m}^2$ • (一面) $\leq 5\text{m}^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 10\text{m}$ • $S \leq 20\text{m}^2$ • (一面) $\leq 10\text{m}^2$ 		<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 12\text{m}$ • $S \leq 30\text{m}^2$ • (一面) $\leq 15\text{m}^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 15\text{m}$ • $S \leq 40\text{m}^2$ • (一面) $\leq 20\text{m}^2$
・特別交差点区域内には、自家用広告物及び管理用広告物以外は禁止					
屋上広告  S = 表示面積	禁 止	<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 30\text{m}$ • $h \leq 1/5h'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 40\text{m}$ • $h \leq 1/3h'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $H \leq 50\text{m}$ • $h \leq 1/2h'$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一内容のものは、建築物1棟につき1個まで。 (自家用広告物を除く) ・止むを得ない場合を除き、建築物の最上部の壁面からはみ出さないこと。
屋根面広告  S' = 表示屋根面の面積	禁 止	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/5S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/3S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/2S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一内容のものは、1屋根面1個まで。 (自家用広告物を除く) ・窓等の開口部分をふさいで表示、設置しないこと。 ・止むを得ない場合又は要件(※)を満たす場合を除き、屋根面からはみ出さないこと。
壁面広告  S' = 表示壁面の面積	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/5S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/3S'$ 		<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/2S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一内容のものは、1壁面1個まで。(自家用広告物を除く) ・窓面及び開口部をふさいで表示、設置しないこと。 ・止むを得ない場合又は要件(※)を満たす場合を除き、壁面からはみ出さないこと。

※要件：①屋根面広告(壁面広告)の基準と併せて、屋根(壁面)上部への突出部分については本表中の屋上広告の基準、屋根(壁面)側面への突出部分については本表中の突出広告の基準も満たすこと。
 ②1級建築士又は2級建築士の資格を有する者又は屋外広告士による安全点検を行うこと。

広告物の種類	基準				
	禁 I	禁 II	許 I	許 II	許 III
突出広告  道路境界 b = 道路区域への突出幅	<ul style="list-style-type: none"> • $W \leq 1.5\text{m}$ • $b \leq 1.0\text{m}$ • (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ • 1壁面2列までとし、その際の突出幅は同一とする。 • 止むを得ない場合を除き、壁面の上端を越えないこと。 				
塀、フェンスへの広告  S' = 表示塀面の面積	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/5S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/3S'$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $S \leq 1/2S'$ 		
電柱広告（袖付） 	<ul style="list-style-type: none"> • $a \leq 1.2\text{m}$ • $b \leq 0.5\text{m}$ • $W \leq 0.6\text{m}$ • (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ • 電柱1本につき1個まで 				
電柱広告（巻付） 	<ul style="list-style-type: none"> • $a \leq 1.8\text{m}$ • $h \geq 1.2\text{m}$ • 電柱1本につき1個まで • 直塗りしないこと 				
街灯柱等利用広告  S = 一面の面積	禁 止		<ul style="list-style-type: none"> • S (一面) $\leq 0.5\text{m}^2$ • (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ • 街灯柱等1本に2個まで • 巻付け、直塗り禁止 • 商店街、自治会、通り会等が設置する。 • 商店街等毎に、広告物の規格を統一する。 		

※要件：①塀・フェンス等広告の基準と併せて、塀等上部への突出部分については本表中の屋上広告の基準、塀等側面への突出部分については本表中の突出広告の基準も満たすこと。
 ②1級建築士又は2級建築士の資格を有する者又は屋外広告士による安全点検を行うこと。

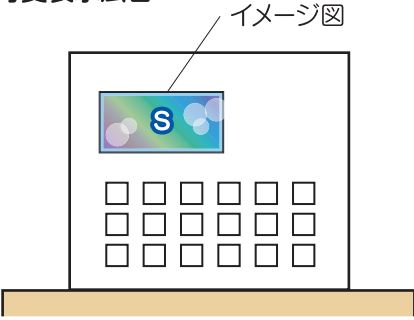
広告物の種類	基準				
	禁 I	禁 II	許 I	許 II	許 III
標識等利用広告  <p>ア 消火栓標識 イ バス停</p> <p>S' = 表示板の面積</p>	禁 止		ア 消火栓標識 ・ $a \leq 0.5\text{m}$ ・ $b \leq 1.0\text{m}$ ・ (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ ・ 標識 1 本につき 1 個まで		
アーチ広告 	禁 止		・ S (一面) $\leq 30\text{m}^2$ ・ (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ ・ 表示内容は、町名、商店街名、その他これらに類する名称に限る。		
吊下げ広告 	・ S (一面) $\leq 5\text{m}^2$		・ S (一面) $\leq 10\text{m}^2$ ・ (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ ・ 広告物を設置することを目的とした装置に取り付けること。		
気球広告 (アドバルーン) 	・ $a \leq 20\text{m}$ ・ $b \leq 1.8\text{m}$ ・ $h \leq 50\text{m}$ ・ 電柱、煙突その他の施設に接触する恐れのないものであること。 ・ 風雨にねじれず、落下しないように係留すること。				
広告幕 (懸垂幕・横断幕) 	(ア 建物の壁面、その他の施設を利用するもの (横向きを含む)) ・ $a \leq 20\text{m}$ ・ $b \leq 1.8\text{m}$ ・ 1 壁面、1 物件につき 2 個まで ・ 風雨にねじれず、落下又は浮遊しないように係留すること。				
	(イ 道路を横断するもの) ・ $a \leq 1.8\text{m}$ ・ (歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$ ・ 風雨にねじれず、落下又は浮遊しないように係留すること。				

広告物の種類	基準				
	禁 I	禁 II	許 I	許 II	許 III
はり紙・はり札 	<ul style="list-style-type: none"> • S (一面) $\leq 1\text{m}^2$ • 同一内容のものは、1箇所2枚まで 				
立看板 	<ul style="list-style-type: none"> • $a \leq 2\text{m}$ • $b \leq 1\text{m}$ • $h \leq 0.5\text{m}$ 				
広告旗 (のぼり旗) 	<ul style="list-style-type: none"> • S (一面) $\leq 2\text{m}^2$ • 他の広告旗までの距離を3m以上とする。ただし、1事業所等につき3個までの掲出についてはこの限りでない。 				

★ 広告面を可変表示広告とした場合は、上記基準に下記基準が追加されます。

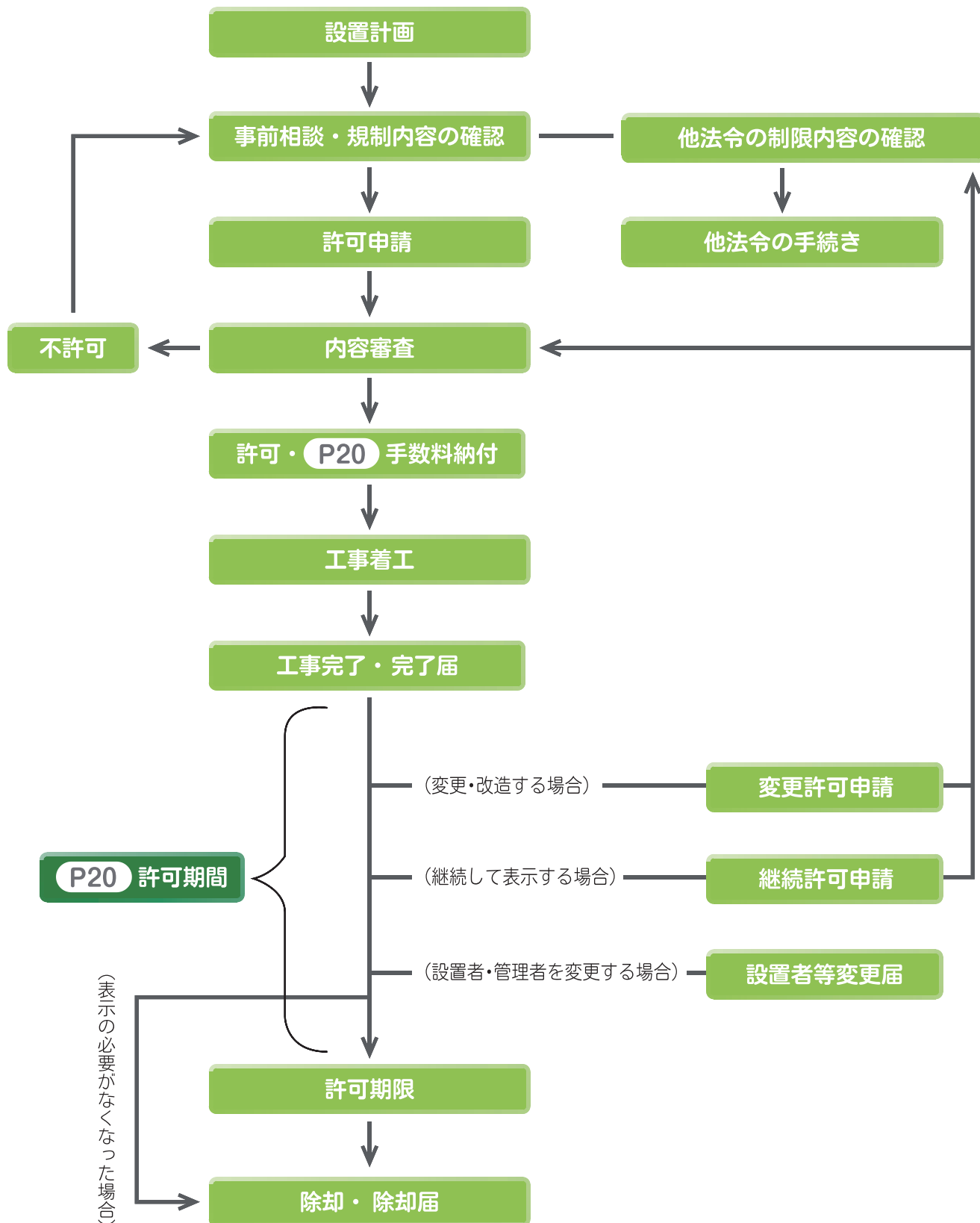
可変表示広告とは

発光ダイオード (LED)、液晶パネル、電光掲示等を利用して常時表示の内容を変えることが可能な広告物

広告物の種類	基準				
	禁 I	禁 II	許 I	許 II	許 III
可変表示広告 	禁 止	<ul style="list-style-type: none"> • S (一面) $\leq 2\text{m}^2$ 		<ul style="list-style-type: none"> • S (一面) $\leq 10\text{m}^2$ 	
<ul style="list-style-type: none"> • 特別交差点区域内には、自家用広告物及び管理用広告物以外は禁止 • できる限り広告物を集約化すること。 • 表示内容は、できる限り落ち着いた色彩を用い、公序良俗に反する表示を行わないこと。 • 表示する時間帯や音声の出力は、周辺環境に十分留意すること。 					

第3章 許可手続き等

1) 手続きフロー



2) 手続きに必要な添付書類

添付書類	概要	新規 変更	継続	除却	完了
付近見取図	広告物を表示する場所を示したもの	●	—	●	●
配置図	道路や鉄道から広告物までの距離、敷地内の建物と広告物の配置、広告物の表示方向を示したもの	●	—	—	—
構造図	広告物の形状、寸法、構造、材料、建物への取付方法を示したもの	●	—	—	—
意匠図	広告物のデザイン、色彩を示したもの	●	—	—	—
現況のカラー写真	広告物を表示する場所を2方向以上から、2ヶ月以内に撮影したもの	●	●	—	—
	除却後及び取付完了後の現況を撮影したもの	—	—	●	●
使用承諾書等	他人が所有・管理する土地、建築物、工作物に広告を表示する場合、使用承諾書や契約書の写しなど	△	—	—	—
特例許可申出書	特例許可を受けることができる広告物又は掲出物件であることを明らかにする書類【P24】	△	—	—	—
安全点検報告書 (様式第5号)	安全点検の結果を示したもの(※1)	△ ※2	●	—	—
照明や音響の概要書	使用時間や出力その他の大要を示したもの	△	—	—	—
道路占用許可証の写し	道路法に基づく占用許可の内容を示したもの	△	—	—	—
建築確認済証の写し	建築基準法に基づく建築確認の内容を示したもの	△	—	—	△
その他	許可基準への合否を判断できる数値を示したもの (建物の規格、既設の広告物の面積を示したものなど)	△	—	—	—

●：必須 △：必要に応じて

※1 建築確認が必要な広告物の安全点検は、1・2級建築士又は屋外広告士の有資格者に限ります。

※2 既設広告物の申請や既設躯体等を利用する場合には、安全点検報告書を提出してください。

3) その他、留意すべき事項

申請や届出の書類は、
正・副2部必要です。

他法令に関する留意事項

- ・ 広告物を道路上（上空を含む）に表示する場合 …… 道路占用許可（道路法）
- ・ 広告物の高さが4mを超える場合など …… 建築確認（建築基準法）
- ・ その他 …… 風致条例、土地区画整理法、地区計画、埋蔵文化財など

施工業者・管理者について

- ・ 広告物の設置工事を行う業者については、許可申請前に佐賀県まちづくり課に屋外広告業の登録をする必要があります。
- ・ 簡易広告物以外の許可申請には、管理者の設置が必要です。
- ・ 建築基準法上の建築確認が必要な広告物および、突出部分のある壁面広告・屋根面広告・塀広告（※要件有）の管理者は、1・2級建築士又は屋外広告士の有資格者に限られます。

※ 業の登録、講習会に関するお問合せ …… 佐賀県まちづくり課 **0952-25-7326**

設置者等変更届の提出

許可を受けている広告物が以下に該当する場合は、屋外広告物設置者等変更届（様式第10号）を提出してください。

- ・ 表示（設置）者又は管理者を変更する場合
- ・ 氏名（名称）又は住所を変更する場合

4) 許可の期間・許可申請手数料

許可の期間

広告物の種類	許可期間
はり紙、はり札、気球広告	1ヶ月以内
立看板、広告旗、広告幕（専用の装置がないもの）	6ヶ月以内
上記以外の広告物	3年以内

許可申請手数料

広告物の種類	手数料額（円）		
	新規・変更申請	継続申請	
はり紙	1枚	5円	
立看板、広告旗	1個	210円	
電柱広告（袖・巻）、街灯柱等利用広告、標識等利用広告	1個	240円	
広告幕	1枚	470円	
気球広告	1個	1,210円	
上記以外の広告物 （野立広告、屋上 広告、壁面広告、 突出広告など）	0.5㎡未満	1個 140円	
	0.5㎡以上1㎡未満	1個 230円	
	1㎡以上2㎡未満	1個 450円	
	2㎡以上5㎡未満	1個 870円	
	5㎡以上10㎡未満	1個 1,700円	1個 1,000円
	10㎡以上20㎡未満	1個 3,200円	
	20㎡以上30㎡未満	1個 5,500円	
	30㎡以上40㎡未満	1個 7,600円	
	40㎡以上50㎡未満	1個 9,800円	
	50㎡を9,800円とし、 50㎡以上1㎡増すごとに	+340円	

※照明を伴う広告物については、それぞれの額に10割を加算する。（手数料が2倍になる）
ただし、継続申請の場合、照明による加算はしない。

第4章 例外規定

1) 適用除外広告物

★ 社会生活上最小限必要なものとして、各種規制から除外される広告物

① 禁止地域、許可地域、禁止物件に、許可不要で表示できる広告物

法定広告 …… 道路標識、交通標識など法令の規定により表示するもの

選挙広告 …… 公職選挙法により選挙運動のため一時的に表示するもの

公共広告 …… 国や地方公共団体などが、公共の利益のために表示するもの

※表示前に、届出が必要です。

奉仕広告 …… 以下の公益上必要な施設や物件に表示する、以下の基準に適合する寄贈者名等

【公益上必要な施設、物件】

児童遊具施設、防犯灯及び街路灯、公園の施設、ごみ箱、ベンチ、フラワーポット、カーブミラー

【基準】

区 分	基 準				
	禁 I	禁 II	許 I	許 II	許 III
面 積	寄贈者名等の表示面積は、0.5㎡以内とし、かつ表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の20分の1以内であること。				
個 数	寄贈者名等の表示は、1施設又は1物件につき1個まで				
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設又は物件の効用を妨げないこと。 ● 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 				

② 禁止地域、許可地域に許可不要で表示できる広告物

必要最小限の自家用広告物 …… 以下の基準に適合する自家用広告物

【基準】

区 分	基 準				
	禁 I	禁 II	許 I	許 II	許 III
1事業所あたりの表示面積の合計	10㎡以内		20㎡以内		
広告物単体の基準	共通基準【P13】、広告物種類毎の基準【P14～P17】に適合すること。				

必要最小限の管理用広告物 …… 以下の基準に適合する管理用広告物

【基準】

区 分	基 準				
	禁 Ⅰ	禁 Ⅱ	許 Ⅰ	許 Ⅱ	許 Ⅲ
1 物件、1 施設、1 団の土地あたりの表示面積	1 m ² 以内	2 m ² 以内	3 m ² 以内		
広告物単体の基準	共通基準【P13】、広告物種類毎の基準【P14～P17】に適合すること。				

仮囲い広告 …… 以下の基準に適合する、工事現場の板塀や仮囲いに表示する広告物

【基準】

区 分	基 準				
	禁 Ⅰ	禁 Ⅱ	許 Ⅰ	許 Ⅱ	許 Ⅲ
掲出期間	工事期間中に限り表示するものであること。				
表示内容	宣伝の用に供するものでないこと。				

催事広告 …… 冠婚葬祭、祭礼、その他以下の催しのために一時的に表示する広告物

【催し】

- ・旧来から地域で行われている祭り、行事、催し
- ・記念祭、盆踊り、花火大会、スポーツ大会
- ・入学式、卒業式、運動会、学園祭等の学校行事
- ・政治活動、宗教活動のための集会、行事、催し
- ・労働運動、人権運動、平和運動のための集会、行事、催し
- ・その他の市民運動、社会運動のための集会、行事、催し
- ・人物、動物等の捜索

会場広告 …… 講演会、展覧会、音楽会等のために、その会場敷地内に表示する広告物

移動広告 …… 人、動物、車両、船舶等の移動するものに表示する広告物

公共掲示板等への広告 …… 地方公共団体が設置する公共掲示板等に、公共団体の定めるルールに従い表示する広告物

③ 禁止物件に表示できる広告物

必要最小限の自家用広告物 …… 以下の基準に適合する自家用広告物

【基準】

区 分	基 準				
	禁 Ⅰ	禁 Ⅱ	許 Ⅰ	許 Ⅱ	許 Ⅲ
1物件あたりの表示面積	2㎡以内	3㎡以内	5㎡以内		
色 彩	周囲の景観と調和したものであること。				
表示できる物件	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、景観重要建造物、景観重要樹木、電柱、街灯柱、消火栓標識				

管理用広告物 …… 禁止物件の管理上の必要に基づき表示する管理用広告物

煙突、タンク類への広告 …… 以下の基準に適合する広告物

【基準】

区 分	基 準				
	禁 Ⅰ	禁 Ⅱ	許 Ⅰ	許 Ⅱ	許 Ⅲ
色 彩	周囲の景観と調和したものであること。				
表 示 内 容	宣伝の用に供するものでないこと。				
表示できる物件	煙突、ガスタンク、水道タンクなど				

④ 許可地域に、許可不要で表示できる広告物

政治団体の簡易広告物 …… 政治資金規正法による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する以下の基準に適合した簡易広告物

【基準】

区 分	基 準				
	禁Ⅰ	禁Ⅱ	許Ⅰ	許Ⅱ	許Ⅲ
表 示 期 間	/		1ヶ月以内		
そ の 他			<ul style="list-style-type: none"> 見やすい箇所に表示者名、又は管理者名、並びに連絡先を明記すること。 表示、設置する場所や施設の、管理者や所有者の承諾を得ていること。 		
広告物の規格			広告物種類毎の基準【P17】のはり紙、はり札、立看板、広告旗等の基準に適合すること。		

⑤ 禁止地域に、許可を受けて表示できる広告物

必要最小限の自家用広告物 …… 【P11】の基準に適合する自家用広告物

必要最小限の道標 …… 【P12】の基準に適合する道標

2) 経過措置期間

★ 条例の規制内容が変わる際、それまで適法だった(既存の)広告物が違法になる場合の新しい規制内容適用までの猶予期間 ※以前から違法だった広告物には適用されません。

禁止地域、禁止物件が変更される場合

- 許可が不要だった広告物の猶予期間 …… 規制変更から3年間
- 許可を受けていた広告物の猶予期間 …… 許可期間の残り期間

許可基準等が変更される場合

- 基準変更の影響等を考慮し、その都度、経過措置期間を定めます。

経過措置期間中に
必要な措置

- 許可不要基準以下の広告物 …… 手続き不要
- 許可基準以下の広告物 …… 許可手続き
- 許可基準を超えている広告物 …… 許可不要基準以下への改造
許可基準以下への改造⇒許可手続き
- 規制内容が変更になり、撤去が必要となった広告物 …… 撤去

3) 特例許可

★ 平成26年4月1日以前から表示されている広告物については、変更・改造・移転をするまでの間は、許可基準に適合していなくても、許可を受けて、引き続き表示することができる。

- ※1 第1種禁止地域及び特別交差点区域にある広告物は、特例許可できません。
- ※2 変更・改造・移転をする場合は、許可基準に適合させなければいけません。
- ※3 特例許可を受けるときは、特例許可申出書の提出が必要です。

第5章 その他

1) 違反広告物に対する措置

★ 違反広告物に対しては、次のような措置をとることがありますのでご注意ください。

簡易除却

- 条例に違反している簡易広告物は、市やボランティア団体が除却することが認められています。

勧告

- 条例違反している広告物の設置者や管理者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

許可の取り消し

- 以下に該当するときは、許可を取り消すことがあります。
 - ① 許可の条件に違反したとき
 - ② 許可を受けずに、広告物を変更、改造したとき
 - ③ 市の勧告に従わないとき
 - ④ 虚偽、その他の不正の手段により許可を受けたとき

違反ステッカー

- 違反の旨を知らせるステッカーを、条例違反している広告物に貼付することがあります。

違反者の公表

- 勧告を受けた者が、勧告に従わない場合は、違反者の氏名等を公表することがあります。

措置命令

- 氏名等を公表しても、なお勧告に従わない者に対しては、必要な措置を命令することがあります。

略式代執行

- 勧告や措置命令の際、違反者を特定できない場合は、市自ら必要な措置を行うことがあります。

行政代執行

- 措置命令に従わない場合は、市自ら必要な措置を行い、その費用を違反者に請求することがあります。

罰金

- 悪質な条例違反に対しては、50万円～20万円の罰金を科すことがあります。

※ この他、違反者に対しては、佐賀県屋外広告物条例において、「屋外広告業登録の取消し」や「営業停止命令」等の罰則もございますのでご注意ください。

2) 安全管理について

私たちの周りには、さまざまな屋外広告物が設置されています。これらの広告物は、雨風や強い日差しなど厳しい自然環境のもと、知らないうちに部材の腐食やゆるみ、亀裂等が発生していることがあります。

これらを放置してしまうと、人身に危険を及ぼすような重大な事故を引き起こす恐れがあります。もしも、第三者に危害を及ぼした場合、これまでの信頼を一瞬で失うことになり、多額の賠償金や風評などにより事業の継続が困難な事態に陥ることも危惧されます。

日常的な状態確認や、定期的な専門業者による点検などを実施し、良好な状態を保持するよう努めましょう。



※HPアドレス：<https://www.city.saga.lg.jp/main/16772.html>



佐賀市

(お問い合わせ)

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 建築指導課 景観係

TEL : 0952-40-7172 FAX : 0952-40-7392

E-mail : kenchikushido@city.saga.lg.jp